

平成 26 年 9 月 4 日

認定心電検査技師制度

平成 26 年度更新対象者 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
日臨技認定センター 専務理事 横地 常広

平成 26 年度の認定心電検査技師制度の更新について（ご案内）

日臨技認定センター認定心電検査技師制度取得者の方の更新申請要件は、平成 26 年度に更新手続きを行う方より下記のとおり変更し、4 月に当会ホームページで公開しました。

- 1) 日本臨床衛生検査技師会会員を継続していること。
- 2) 認定期間内に下記の（１）、（２）において合計 50 単位以上を取得すること。
 - （１）日臨技生涯教育研修制度の履修を修了していること。（20 単位）「必須」
 - （２）以下の①～③の研修会等で 30 単位以上取得すること。
 - ① 認定センター主催の認定心電検査技師更新研修会への参加 (10 単位)
 - ② 事前登録により認定センターが承認した、認定センター承認研修会
(各都道府県または支部（地区）主催）への参加 (10 単位)
 - ③ ①、②以外の心電図検査に関する研修会、講習会への参加 (5 単位)

この度、（２）の③、「①、②以外の心電図検査に関する研修会、講習会への参加（5 単位）」について、5 年間の認定期間中に参加した日本心電学会や他団体のセミナー、都道府県技師会主催の認定センター承認研修会でない心電検査に関する研修会など全てを『5 単位』とするのではなく、平成 22～25 年度までに開催されたものについては『10 単位』を認めることにしました。

このため、平成 26 年度に更新手続きを行う方の更新要件の『（２）の③』を、下記のとおり変更し、新たに『（２）の④』を追加しますので、ご自分の単位数をご確認のうえ、更新申請ください。よろしくお願ひ致します。

- ③ ①、②以外の、平成 26 年度に開催された心電図検査に関する研修会、講習会への参加
(5 単位)
- ④ ①、②以外の、平成 22～25 年度に開催された心電図検査に関する研修会、講習会への参加
(10 単位)

以上